児童手当からの学校給食費等の申出徴収について

1 制度概要

児童手当受給者が、原則、保育料や学校給食費等を滞納している場合に、児童手当の支給額の全部または一部をそれらの費用の支払いに充てる申出をしていただくことにより、児童手当から徴収を実施する制度です。

2 申出徴収の対象となる費用

徴収の対象となる費用は、次のとおりです。

申出徵収対象費用	徴収優先順位
保育料	第1位
学校給食費	第2位
放課後児童クラブ受託料	第3位

徴収の対象となる費用が重複してある 場合、費用ごとの支払額の内訳の申出 がないときは、こちらの徴収優先順位 に従い申出徴収を実施します。

3 申出徴収の範囲について

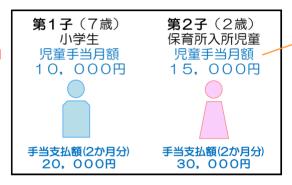
申出徴収は、支給される児童手当の全ての額を費用の支払いに充てることができます。

※イメージ

保護者

第1子分の保育料滞納額:50,000円





第1子分の児童 手当だけでなく、 第2子分も支払 いに充てること ができます。

※第1子分の手当支払額20,000円(2か月分)全額と第2子分の支払額30,000円(2か月分) 全額を合わせて、滞納額50,000円の支払いが可能です。

4 申出徴収の具体例

【第1子分の滞納額】

•保育料:70,000円 •学校給食費:50,000円

滞納額

保育料: 70,000円 学校給食費: 50,000円 合計:120,000円

【児童手当支給月額】

•第1子(8歳):10,000円 •第2子(5歳):10,000円

6月支払期の児童手当額

第1子分: 20,000円(2か月分) 第2子分: 20,000円(2か月分)

合 計 : 40,000円



申出内容

6月支払期の児童手当40,000円のうち、

保育料分として40,000円学校給食費分として0円

児童手当振込額
O円

合計 40,000円

※残りの滞納費用額について

6月支払期で徴収できなかった保育料分の滞納額『残額30,000円』と 学校給食費分の滞納額『残額50,000円』については、

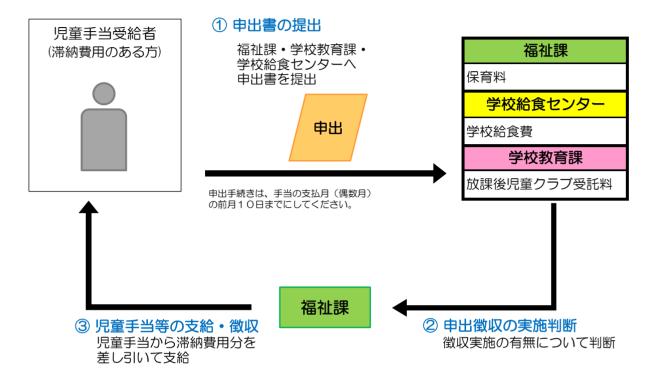
次の8月支払期で徴収することになります。(手当から残りの滞納額を差し引いた金額は、 指定口座に振り込みます。)

5 申出徴収の手続き方法

児童手当からの申出徴収は、受給者本人の申出により実施する制度です。申出いただいた内容で 児童手当から徴収させていただきます。

なお、申出の取り消し、または、申出内容の変更をされる場合は、あらためて申出いただく必要があります。

【徴収までの流れ】



児童手当受給者の皆さまへ

児童手当からの徴収申出による各費用の支払いにご協力ください。 併せて、各費用の納付につきましては、期限内に納めていただきますよう お願いいたします。

お問い合わせ先

匝瑳市役所

【保育料の納付相談等及び児童手当の支給等に関して】

⇒福祉課 子育て支援班 電話: 0479-73-0096

匝瑳市教育委員会

【学校給食費の納付相談等に関して】

⇒学校給食センター 電話:0479-70-2210

【放課後児童クラブ受託料の納付相談等に関して】

⇒学校教育課 指導班 電話: 0479-73-0094